

自転車ルールワンポイント ★今回は信号について★



2026年4月1日から 自転車の交通違反に 「交通反則通告制度（青切符）」導入！

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）	3,000円

対象 16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし



自転車への青切符の導入



交通安全eラーニング

- ◆ “知らなかった”では済まされない！
- ◆ しっかり学ぼう。自転車ルール！

Check!! チェック!!

- 検挙後の手続きが大きく変わる！
- 自転車の基本的なルールに変更なし！
- 大切なのは…
基本的な交通ルール遵守・ヘルメット着用！



埼玉県警察



車両用信号



歩行者用信号

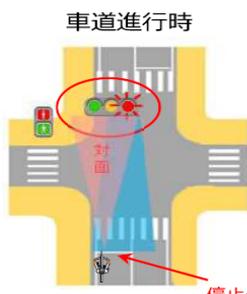


「歩行者・自転車専用」

- 自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」*、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います（法第7条）。また、「車両用信号」が黄色の場合、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。これらに違反すると、**信号無視（反則行為）**として、反則金（6,000円）の対象となります。

* ただし「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。

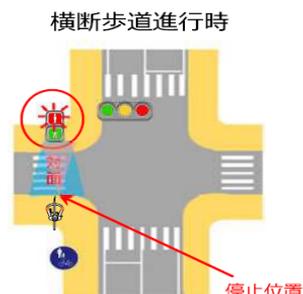
- 赤信号で停止する場合には、停止線が設けられているときには、その直前で停止しなければなりません。また、歩道を通行している場合や、自転車を除く一方通行道路を反対側から通行してきた場合で、停止線が設けられていないときには、交差点の直前（交差点の直前に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で停止しなければなりません。



「車両用信号」に従い、停止線で止まる



「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者用信号」に従い、停止線で止まる



「歩行者用信号」に従い、交差点の直前で止まる